

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	令和5(2023)年度第2回みよし市行政改革推進委員会		
開催日時	令和5(2023)年9月8日(金)午後3時～午後4時5分		
開催場所	市役所6階 601、602会議室		
出席者	(会長) 村松幸廣 (職務代理者) 鰐部兼道 (委員) 窪田浩司、近藤憲司、野々山清、日置さおり、増岡和明、三宅章介、若栗浩二 ※50音順、敬称略 (みよし市) 村田副市長、増岡教育長、清水経営企画部長、伊藤経営企画部参事、深谷総務部長、深津福祉部長、加藤こども未来部長、成田市民経済部長、久野都市建設部長、富田教育部長、新美教育部参事、城議会事務局長、岡田監査委員事務局長、海堀病院事務局長 (事務局) 山田経営企画部次長兼企画政策課長、木戸副主幹、加藤副主幹、岡田主事		
次回開催予定日	令和6(2024)年6月頃		
問合せ先	経営企画部企画政策課 担当 木戸、岡田 電話番号 0561-32-8005 ファックス番号 0561-76-5021 メールアドレス kikaku@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	・議事録全文 ・議事録要約	要約した理由	
次第	1 あいさつ 2 協議事項 受益者負担の見直し(最終報告)について		
典 礼 山田課長	御起立ください。一同礼。定刻になりましたので、ただいまから令和5年度第2回行政改革推進委員会を開催します。 委員の皆さま方におかれましては、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。私は、議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます企画政策課長の山田と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。 本日の会議は「みよし市附属機関の設置及び運営に関する要綱」に基づきまして、公開とさせていただきます。本日の傍聴者は1名でございます。傍聴者の方におかれましては、受付時にお渡しいたしました注意事項をお守りいただきますようお願いいたします。なお、本日、大野委員からは事前に欠席の連絡をいただいておりますので、御報告させていただきます。 それでははじめに、村松会長から挨拶をお願いいたします。		
村松会長	今日は幾分か涼しい気候となりましたが、台風が近づいていまして、千葉県の方には非常に被害が発生しているということであります。大型台風ではないので、大した被害もないのかと思っていましたが、こういう時期ですと集中豪雨を降らせるといった状況もあります。		

	また世界的な政治の状況では、処理水の問題で中国が農産物等の輸入規制を行っておりまして、非常に日本に打撃を与えるということでございます。そういった経済的な問題や政治の問題があり、中国の経済は構造的な変化が生じると考えられます。特にマンション等の不動産会社等は非常に停滞しておりまして、倒産等もみられるということでもあります。日本の経済と中国経済は非常に影響しあうこととなりますので、日本に影響がかなり出てくるのではないかと思います。 みよし市は基本的に潤沢な財政規模でありますので、市長をはじめとして副市長、部長、局長の皆さんがうまく運営されていると思いますが、どういう事態になっても対応することが重要でありますので、本委員会においても、そういった観点を持ちながら今日の会議を進めていきたいと思っております。 委員の先生方、忌憚のない御意見をいただきたいと思います。 また事務局の方々や部長の皆さんには、的確な御返事あるいは御意見をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。
典 礼 山田課長	ありがとうございました。 皆様に議事に入ります前に一つお願いを申し上げます。御意見、御発言の時は、目の前のマイクのスイッチを押していただき、御発言をしていただきますようお願いいたします。 では、ただいまより議事に入ります。議事の進行につきましては、みよし市行政改革設置条例第6条に基づき、委員会の議事は会長にお願いすることとなっておりますので、よろしくお願いいたします。
村松会長	それでは、会議次第に沿って議事を進めたいと思っております。スムーズな議事進行につきまして、委員の皆様のご協力をお願いいたします。 それでは、「受益者負担の見直し（最終報告）について」事務局から説明をお願いします。
事務局	企画政策課の木戸と申します。私の方から説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。では、着座にて失礼いたします。 資料1―1を御覧ください。こちらは、委員の皆様からいただいた意見書のまとめです。1ページは、前回の委員会において事務局から提案した事項に対する検討結果です。1番、3番、4番は委員全員から事務局案どおり、2番は1人の委員を除き事務局案どおりという御回答をいただきました。2番については別途自由意見でいただいておりますので後ほど説明をさせていただきます。 2ページを御覧ください。ここからは委員の自由意見です。Bの欄の懸案事項、Cの検討理由・改善方法等が委員の皆様からいただいた内容であり、それに対する事務局回答をDに記載しています。 2ページは「おかよし交流センターのホールの利用料が高額である」という御意見です。その理由としてはC欄(1)のとおり、総合体育館アリーナと面積比較をすると高額であること、また、(2)で維持管理費の内訳を提示いただきたいの要望をいただきました。 D欄を御覧ください。事務局で確認をさせていただきましたところ、(表1)のとおり、体育館アリーナの料金に空調利用料を含めて計算をし、面積比較をすると総合体育館の方が高額となること、(表2)のとおり、例えば日常清掃業務委託の金額を比べた場合において、総合体育館の貸館面積比はおかよしと比べ4.5倍であるのに対し、委託料比は1.7倍であり乖離していることから見られるように、それぞれの施設によって条件は異なってくるため単純に面積のみでの比較をすることは難しいと考えております。 続いて(2)維持管理費内訳についてです。維持管理費については、総合体育館3,116万円に対し、おかよし交流センターが1,071万円と総合体育館の方が高額となっています。一方で人件費についてはおかよし1,670万円に対し、総合体育館708万円とおかよしが高額となっています。総合体育館に比べおかよしの配置人数が

多くなる理由としては、①総合体育館では貸出業務の自動化が進んでいること、②おかよしは貸出区分が細かいためより手間を要すること、③総合体育館にスポーツ課職員が常駐する一方で、おかよしは3人の職員しかおらず、配置職員が直接行っている管理業務が多いことなどが考えられます。実際に要した費用を施設利用者に御負担いただくことが適正な受益者負担の原則であり、今回の金額はそれに基づき設定しましたが、今後は貸館業務の自動化や外部委託、貸出区分等についての検討を行うことで維持管理費を低減させる努力を行い、より良い施設運営に努めたいと考えております。また、あわせて御指摘をいただいた明越会館については、令和5年10月末に閉館する見込みであることから、使用料見直しの対象から除外しております。

続いて3ページをご覧ください。テニスコート及び屋外体育施設の使用料金が他市町と比べ安価であるという御意見です。改善方法として(1)借地料を入れて計算した方が良いのではないか、(2)テニス愛好者数を勘案した施設配置とすべきではないか、(3)高校生や大学生の減免規定を設けると良いのではないかという御提案をいただきました。

D欄を御覧ください。まず(1)の借地料については、既に受益者負担の基本方針の中で整理し、決定されていることから、今回見直しにおいて賃借料は含めないことを統一した考えとさせていただきたいと考えております。

続いて、(2)を御覧ください。テニスの愛好者の数を把握することは困難であったため、市内テニスコートの利用状況を事務局で確認させていただきましたところ、(表4)のとおり多くの方に利用いただいている状況となっております。また、他市町の設置状況と比較をすると、本市の見直し後使用料金の100円は確かに安価な価格であり、施設数としても充足されている状況となっています。テニスコートはその施設の性質上、維持管理に要する主要な経費はコートの修繕費や貸出業務にかかる人件費程度しかないので、結果、維持管理費は安価となります。今回の計算料金は80円であり、切上げの措置で100円としていることから、100円を超える金額設定にすることは利用者への過度な負担につながるため、今回の見直し金額は受益者負担の観点から適正な金額であると考えています。また、テニスコート施設の設置の在り方そのものについては、令和7年度にかけて市で実施している公共施設の在り方の検討と合わせ、今後も適正な施設配置を検討してまいります。

(3)の高校生及び大学生料金については、学生のみを減免対象とすることで同年代の社会人と料金に差が生じてしまうこと、体育施設については電子申請による事前予約が多く直接窓口で手続きを行うのは利用者の代表者のみであり、窓口等において利用者全員の在学確認を行うことが困難であるという状況から、現段階における実施は難しいと考えております。

続いて4ページを御覧ください。こちらは照明料金、ガス料金に対する御意見です。

B懸案事項として、今回の算定の根拠とする令和2～4年度と、改正時期の令和6年4月にタイムラグがあり、本来であれば利用時の経費負担を求めるべきところを、過去の高い又は低い経費から算出された料金を支払わなければならない可能性が生じることを挙げていただいています。またC欄のとおり、電気料金に大きく影響する燃料費調整単価の変動が著しいことから適正価格を予測することが難しいことを御説明いただき、さらにそれらの改善方法として算定期間をより長い期間とする、実勢価格に連動する算定方式を採用する、特別変動幅として110%を上限とするなどの提案を挙げていただいております。また、別の委員からも電気料金スライド制の採用、高校生大学生料金の適用を改善案として出していただきました。

続いてD欄を御覧ください。(1)今回の見直しにおける照明料金及び冷暖房料金については、それぞれ設備の平均出力で算出した1時間あたりの光熱費から算出しています。電気料金及びガス料金の計算方法を(表6)に示しています。

電気料金、ガス料金については、その契約容量に応じた基本料金に、毎月使用した電気又はガスの使用量から算出された電力量料金や従量料金を加算して計算をします。この電力量料金を構成する内容としては、それぞれの使用量に応じ電力量料金単価を掛け合わせた額に燃料調整額と再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算した計算となっております。電力量料金は数年に1回、再エネ賦課金については年度ごとと、定期的に少しずつ上昇をする料金体系となっておりますが、燃料費調整額は委員御指摘のとおり、毎月著しく変動する額となっております。

(2) (表7)を御覧ください。燃料費調整単価はこちらのグラフに示しております通り、毎月著しく変動しております。令和2年度から4年度までの3年間で最も低かったのは令和2年12月の-5.95円、その後燃料単価の高騰により上昇を続け、令和5年1月には11.77円まで上昇しましたが、その後令和5年2月以降は国からの補助額分としてマイナス3.5円が差し引かれており、再び単価が下降傾向になっていきます。ちなみに、令和5年10月分からは国からの補助額がマイナス1.8円と減少する見込であり、燃料費単価は再び上昇する可能性が高い状況です。また、高圧電力契約の施設について毎年度入札により電力調達を行っていることも価格変動のもう一つの要因です。近年、新電力の経営難や原油価格高騰等が入札に影響し、令和5年度は前年と比べ契約金額が上昇傾向にありますが、これまでも毎年増減変動が繰り返されてきたため、今後不透明な状況が続くことが予想されます。なお、令和2～4年度の燃料費調整額平均額を計算しましたところ、-0.44円であるため、この3年間を通して見ればそれほど高い単価とはなっていません。

また、今回こちらの御意見をいただいたことをきっかけに、照明料金と冷暖房料金の電気・ガス料金の算出単価や計算方法について事務局で確認を行ったところ、第1回で提案をさせていただいた使用料金について、再度価格の見直しをさせていただきたいという判断に至りました。事務局側の確認不足により、最終段階での修正をさせていただくことになり大変申し訳ございません。

資料1-2を御覧ください。照明・冷暖房料金の見直しについてです。

まず(1)電気・ガス料金の計算方法と適用範囲を御覧ください。事務局において、今回対象となる令和2～4年度の料金を確認しましたところ、第1回で提示させていただいた利用料金はアの照明料金、イの冷暖房料金ともに、それぞれ図の点線で囲った①R元、R5第1回算出基礎と示された部分の単価、つまり、電気の燃料費調整額や再エネ賦課金、ガスの基本料金が含まれない金額で計算をしておりました。本来、期間中に生じた全てのコストを負担していただくことが適正であるという考えに基づき、今回、二重線②R5第2回今回算出基礎という部分、燃料費調整額や再エネ賦課金を含めた金額を新たな算出基礎の適用範囲にさせていただきたいと考えております。

この変更を加えることで、一見かなり金額が上がるように感じられるかと思いますが、実際に計算した結果、高圧電力契約である体育施設の照明料金は若干値上がりし、低圧電力契約であるコミュニティ広場照明料金と体育館冷暖房料金は若干値下がる形となります。これらは電気料金単価の見直しと計算方法の統一を図ることによるものです。

(2)電力量料金の計算方法の見直しを御覧ください。

これまでは契約容量50kW以上の高圧電力契約を行っている施設(体育施設等)と低圧電力契約を行っている施設(南部以外のコミュニティ広場)の計算方法が異なっておりました。

アの高圧電力契約を行っている施設においては、該当期間中の電力量料金の契約金額の平均から算出しており、燃料費単価と再エネ賦課金が含まれていない算定をしていたため、第2回修正案のとおりこれらを含む形で右側の3年間の支払実績の平均単価で再計算しました。実際に燃料費単価は令和4年2月を境にマイナスからプラスに転じており、再エネ単価は毎年増加傾向にあることから、計算した結果、令和2年度の単価はマイナス、令和3年度は若干プラス、令和4年度

	の単価は大幅にプラスとなり、3年間全体で見ると若干増加する形となります。 イの低圧電力契約を行っている施設においては、これまで1月あたり最大で稼働した場合の電力量を最初に計算してから、その量に応じた電気量料金を契約単価に当てはめ算出する形となっていました。低圧電力契約は、たくさん電気を使うほど単価が高くなる仕組みとなっていることから、この方法で計算をすることで単価を上昇させるという現象が起きていました。こちらはアの高圧電力契約と同様の計算方法に統一するとともに電気単価の範囲を見直すことで、電力量単価が下がり、計算結果も減額される形となります。 (3)では、計算方法の統一方法についてまとめています。 今回の見直しにおいては、ア対象年度の電気やガス料金の実績から平均の基本料金と電力量料金及び従量料金を算出し、イそれを基に機器の稼働に必要な年間コストを算出し、ウその年間コストを各施設の年間最大稼働時間で除して計算する形に統一することとします。 続いて資料1－3を御覧ください。これまで御説明させていただいた方法で算出し直した料金の見直しを比較した表です。表の③現行料金が令和元年度に見直しをした現在の使用料金、④が第1回で提示させていただきました金額、⑤が今回計算方法を見直した結果となります。 (1)のコミュニティ広場については、第1回委員会提示金額よりも安くなり、体育施設については高くなっています。冷暖房料金については、単価の見直しにより若干安い金額となります。 再び資料1－1の4ページにお戻りください。(4)価格変動への対策についてです。 今後、料金の上昇が下降に転じた場合、実際の料金を上回る利用料金を徴収する可能性があるとの御指摘をいただきましたが、反面、現在は実際に要している料金を下回る金額しか負担いただけておらず不足するコストを税金で賄っている状況となっております。確かに実勢価格とのタイムラグはありますが、長期的な視点でみれば、前期で実際に要した実費を次の期における利用者に御負担をいただく状況になっており適正であること、また、御提案をいただきましたとおり、算定期間をより長い期間とすることで、価格の変動をより安定させることができると考え、今回過去3年間の実績で算出しておりましたが、次回見直しからは過去4年間の実績に広げた算出をさせていただく予定です。 なお、実勢価格に合わせスライドをさせることは最も理想かもしれませんが、利用者側の負担や事務の混乱を招く恐れがあることから、これまでの算定方法を継続させていただきたいと考えております。 また、今回150%上限となっている激変緩和措置、算定期間設定方法については、次回見直しに向け、近隣市町村等の動向も踏まえ検討をしていきます。 あわせて、こども・学生料金の適用については、照明や冷暖房の稼働には多額のコストが必要となることから、利用された全ての方に同一の実費を負担させていただきたいと考えております。 最後に、資料1－4を御覧ください。こちらは前回提示させていただいた案に、今回説明させていただいた内容を踏まえ反映した資料となりますので内容の御確認をお願いいたします。 説明は以上です。
村松会長	ただいま事務局から入念な説明がございました。委員の皆さんから前もって御意見等をいただき、事務局としてはいろいろ勘案しながら現在の案を提出していただいております。 御意見、御質問等ございますでしょうか。

近藤委員	施設の中で借地料を支払って維持している施設はどこでしょうか。
事務局	現在こちらで把握しているのは、コミュニティ広場とふれあい農園となります。この施設は借地料を支払っています。
若栗委員	いろいろと意見を出させていただいて、様々な観点から御検討いただいた上で、今回とりまとめていただいておりますので、その点感謝申し上げたいと思います。 あわせて、今日最終報告といただいておりますので、最終報告ということはここで意見を述べさせていただいてももう変わらないのでしょうか。
村松会長	意見をいただいて検討するということもあります。具体的にどの部分であると言っていいただければと思います。全体的なことですとなかなか難しいですが。
若栗委員	ではその上で、ここまでいろいろと詳細に説明いただいておりますので、大きくというつもりではないですが、市の施設の利用料の受益者負担料金を設定するにあたっての考え方はまさに公平であって、分かりやすい計算方式を用いなければならない。これは全くその通りだと思いますが、その前の大前提として、市民が利用するということを考えたときに、適正料金はどの程度であるかというものを押さえた上で、公平であり、分かりやすい料金設定、計算方式が望ましいのではないのでしょうか。そこを抜きに、かかった経費を受益者負担として0%、50%、100%という3つの大きくくいな区分で仕分けた上で適用して、そもそも経費はこれだけかかるので、それは当然ではないかというような感じを、今日の説明、またはこれまでの資料を読み込んだ上で感じるところであります。 今回申し上げたおかよし交流センターと体育館の比較については、御指摘いただいたように、空調費用は入っていなかったというのはその通りであると思いますが、しかし、これは市民からの声ということで聞いていただきたいのですが、とりわけおかよし交流センターの小さいホールについては、市民が活動しやすい形態をとっていただきながら2時間という利用区分で、高額な設定となっており、本当に適正かどうかということは再考していただいてもいいと思っています。 そもそもの経費がこれだけかかっているという資料も頂戴しましたが、経費のかかっているあり方そのものを是として臨まれていると何も言いようがないのですが、もう少し、結果、かかった経費が適正価格と比較して高額であれば、市として何らかの補助をしても良いのではないのでしょうか。 そもそも100%稼働した場合の料金設定をして、その分の50%を負担してもらうという考え方で、大変多額の税金で市が負担しているのはまぎれもない事実であり、どれくらい稼働率、利用率があるかは把握していませんが、けっこう施設の空きが多いということは、やはり高額な料金設定の影響があるからではないかと認識しております。例えば、おかよしだけで考えた時に、総経費を利用する総面積で割り込んで、各部屋の広さに割り振って計算しているのであろうと思っているのですが、おかよしの中で交流サロンというスペースがあり、開館当初はなかったのですが、区民からの要望でいわゆるこどもたちの学習スペースとして活用させてほしいという声にお応えいただいて、大変多くの学生の皆さん方が利用しているという状況であります。こちらはあくまでも交流サロンですので、利用料金はとらない、貸し切りすることは基本的には不可という状況ですが、結果的に冷暖房料金は交流サロンのスペースのためにも割いており、清掃に対しても同様の観点であると考えた時に、約200平米程度、1階と2階合わせて交流サロンのスペースがあるのですが、その部分を算定していただいただけでも、平米あたり単価は安くなるのではないのでしょうか。交流サロンについては個人利用であり、利用者が特定できないということから、本人負担は0%として計算方法を記載していただければ、公明正大なやり方でもあるかと思っています。 それで考えると1―4の資料の1ページで、ホール東西でそれぞれ200平米くらい面積があるのですが、交流サロンの200平米を参入すると、実は時間単価972円が773円程度まで下げられる計算になっておりまして、結果的に1,944円が1,540

	円程度に抑えられるという計算をするとすれば、公平な計算ができる可能性がでてくるのではないかと思います。 みなよしに新たに大きな建物を今後建設されて、同様の計算をしたときに、バスケットゴール2面全体の面積を計算に含めたとして、バスケットボールのコートの半面の利用料は相当莫大な費用になるとすると、市民が活用できるような状況になるのかということが危惧されます。いまから心配する必要はないかもしれませんが、同様な観点で考えれば、そういうことも言えるのではないかと考えております。 改めて、市民目線で考えた時の利用料金の在り方、利用しやすい料金という考え方を、できればこの見直しに関する基本方針の「はじめに」あたりに記入した上で全体をみていただけるといいのではないかなと思いました。 続けて、冷暖房料金に関しても、御指摘いただいた通り、この最終の修正案がいいと言われると微妙だなと思ひながらみています。政府がガソリン単価に対して、やはり短期的に変動があった際には補助金を与えて、国民が生活しやすい環境を作るとすれば、市としても、市民の利用に対して高額になるときは、さらなる補助を与えるということも考えてもいいと思います。 豊田市のスカイホールという体育館の冷暖房料金が比較にでていますが、スカイホールはバスケットボール4面という大変大きな施設になっていて、しかも観客席も相当数を備えている施設であります。その冷暖房料15,000円との比較で、あたかも市の冷暖房料金が安いみたいな見せ方になっていますが、豊田の体育館の15,000円というのは、アリーナの冷暖房料と観客席の冷暖房料を合算したのが15,000円になっていまして、観客席を使用しない場合は7,500円であるとする、バスケットボール4面とれる施設とみよし市の総合体育館の面積の比較をすると、みよし市としては極めて高額な冷暖房料をとっていると思っています。そういった目線、市民としての施設といった観点をもう少し重視していただくとありがたいと思っていますので、これは改めての要望として聞いていただければと思います。よろしくお願いします。
深谷総務部長	総務部長の深谷でございます。御意見ありがとうございます。 先ほど若栗委員さんからいただいた意見の中で、まずこの通常の維持管理経費の考え方についてであります。先ほど例えばでおっしゃいました交流サロンや事務室、トイレ、いろいろ貸館ではない部分というのが、面積等でいくと相当数ございます。今回の算定に際しまして、まず、こういった貸館以外の部分については、面積比で、例えば1,000万円の維持管理費がかかりましたというところで、貸館以外の部分が仮に面積比でいうと、5割ありましたといった場合には、その面積比で1,000万のうち50%については除くという計算をしております。ですので、例えば先ほど申し上げましたように、1,000万維持管理費がかかったとすると、今回の利用料金に反映させるための維持管理費は年間で500万円という形の計算をさせていただいております。 ただ、現実問題として、やはり高いという意見があるということを私どもも伺っております。皆さんが、料金のせいで利用をためらうという施設ではやはりまずいと思いますので、今後、こちらにも書かせていただきましたが、利用の予約システムですとか、そういった人件費にかかる部分もかなり大きいというのが現実ですので、そういったところで抑えられるところを抑えていき、少しでも利用しやすい料金に持っていけるように、次の機会にはなりますけれども検討させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
村松会長	今後の課題とさせていただくということですが、市民目線というのは非常に重要でありますし、せっかくある施設が使われないというのはもったいないことであります。そういう意味でいうと、現在、施設だけでなくいろいろと様々な補助制度もあるわけでありまして。活動を活発に行っていきたいがホールの利用料が高いということがあれば、市民の要望を踏まえながら、補助をしていくということも今後検討し、利用されないと宝の持ち腐れになってしまいますので、その辺も

	考慮していくように検討を加えていただきたいと思います。
清水経営企画部長	経営企画部長の清水でございます。御意見ありがとうございます。 確かに先ほど会長もおっしゃっていたわけですが、施設については利用があって初めて施設が生きてくるということで、いろいろな方からこの4年間、施設の利用率を上げてくださいということは言われている中で、そういった御指摘を受けて本当にその通りだなと思っているところでございます。 先ほど若栗委員の意見で、市民が利用する中での適正料金というのは、いくらが妥当なのかというところの視点が、今の基本方針の方には、実際にはありません。ただ、適正な料金がいくらなのかというのは非常に難しいところもございますので、そのあたりは4年に一度この受益者負担の見直しにつきましては行っておりますので、そうしたことで少し時間はかかりますけれども、この4年間かけて、しっかりとそういった御意見を踏まえて、完全に沿えるかどうかというのは今の現時点では言えませんが、基本方針の見直しを時間をかけながら、やらせていただきたいと思いますと考えております。 政府が電気料金の補填をするといった話はあるところですが、みよし市の場合も、当然地方創生臨時交付金を使って、現在いろいろな事業者さん向けには、ガソリン代の補助ですとか電気代の補助というのは行っているところですが、今委員さんの言われたような視点はなく、考えていたところですので、その辺ができるかどうかというのは今すぐにはお答えは出来ませんが、貴重な意見ということで、今後の事務、また受益者負担の在り方の参考にさせていただきたいと思っておりますので、そういった形で御理解をいただければと思います。どうも御意見ありがとうございます。
三宅委員	これだけ利用料金の計算をするのは大変だったと思います。できるだけ安くするというのが何か行革のようになっているのですが、私はそうとは思っていません。実は私の教え子がある図書館で働いておまして、委託業務なのですが、同じように仕事をしていても、賃金が非常に安く、市とは違うということがありました。これは本当に行革なのかと僕は思ったことがあるのですが、今、同一賃金同一労働と非常に働き方改革で話題になっておりますので、単にそのまま計算して、それで安い方にしましょうというのは、これは少し趣旨に反するのではないかと思います。 ですから、行革というのは何をもって行革なのかというところを一度検討しながら、計算していただきたいです。少しざっくりしたお話で恐縮ですが、その場だけで行革を判断しないようお願いしたいというのが私の意見です。
村田副市長	若栗委員の言われたこととそれから三宅先生の言われたことは、どちらもあることで、それをどうやって両立させるのかということが、本当に職員がしなければいけないことであると思います。若栗さんは特に地域で区長さんとして、目の前で施設を見えています。市民が利用することが大前提であり、そこで価格の設定を作るときに、コンセンサス、合意形成だけではなく、やはり根拠を示す部分が必要ですので、その両方を上手く絶妙な場所を求めています。今、やはり価格高騰の部分は押さえ込んでいますし、いろいろな意味で、この見直しの機会でしかこういう議論する時はないですので、ここで議論をすることで、次の時に、今は少し価格よりも利用勝手の方が薄くなっていますので、その部分を寄せていくということも行っています。
村松会長	三宅先生の御指摘がありましたが、派遣と正規の賃金の差というのは、労働政策で埋めていくしかありません。やはり賃金が非常に低下して、日本の経済において、購買力が上がっていかないということがあります。私見ですが、労働賃金政策で最低賃金も上がってきていますが、全てを正規にするのは中々時間がかかります。政府もいろいろやっていますが、なかなか同一労働同一賃金とはなっていきません。

	料金はコストを考えながら設定しないといけないので、コストが大きな要因となっていくます。市の場合は、一方で利用者の気持ちも考えていかなければいけません。そういう意味で、今回も大変な作業をしていただいて、事務局の方も大変だったと思いますが、ある程度皆さん方の意見を汲みながらではありますが、当然限界があるということでありまして、御指摘なことは考慮して、事務局としても考えていただくようお願いしたいと思います。
三宅委員	私は行政の人材育成にも関わっているのですが、市の場合は目まぐるしく異動しまして、専門家が育ちません。図書館業務はまさに司書という資格がありますので、専門職を育てるように人事をしたほうがよいと思います。 市役所の異動は労働移動で異なる異動ではなく、移る移動という人もいます。やはり専門職を育てるということを人事としてやっていただくことが人材育成として重要ではないでしょうか。
村松会長	人材育成は非常に重要であります。特に行政においては、これから環境が変化しますので、環境の変化に対応するためには必要でありますし、専門職も当然養成しなくてはなりません。ただ、市の行政の場合は、いろいろな部署を経験して、経験することで市民目線を確立できると私は思っています。海外の場合はいろいろ行政のやり方が違うところもありますが、それが基本となっていて、どうしても縦型行政になっているものですから、ジョブローテーションしていかないとどうしようもないというところがあります。みよし市は縦型からもう少し横に繋がりをとを考えていらっしゃるようですが、組織を変革していくのは時間がかかりますので、人材育成も20年、30年と時間がかかりますので、そういうような意識をもって変えていく、長期的な視点を持つということが重要であります。 小山市長さんはセンスがあつて、いろいろ考えていて、公約でも人材育成のことを言っています。お話する機会がありましたが、非常に意欲的にそのあたりのことを取り組んでいこうと考えておりますので、もう少しお時間をいただいて、温かい目でみていただければと思います。
深谷総務部長	今、村松会長がおっしゃっていただいた通りであると思いますが、三宅先生がおっしゃった資格職、そういった職員も現実に多数おります。やはり資格を持った職というのは、まさしくスペシャリストということで、基本的にはその仕事をやっていただくという考えは持っておりますが、村松会長もおっしゃっていただいたように、入庁して、定年までずっとその仕事という場合も、中にはあるかと思いますが、他の仕事も経験して、市民サービスということが大前提になりますので、そういった勉強もしながら、また本来いるべき職場に戻るという形をとっていることも多くあります。 今みよしで、その時々や人にもよりますが、やはり3年ないし5年ぐらいで、ジョブローテーションという考え方を基本としては持っております。そうした中で、今本人の希望で、自分はいくつなところでゼネラリストを目指すのか、それとも本当にこういった仕事をやりたいのかということを聞いております。全て叶えられるわけではないですが、そういった部分を聞きながら、可能な限りではありますが、本人希望も尊重して人事異動の際の参考にはさせていただいております。これからはやはりおっしゃったように、スペシャリストの育成というのは必要であるという考え方は持っておりますので、会長がおっしゃったように、長い目でみていただければと思っています。
村松会長	どうしても行政というのは、縦型社会になってしまうということで、周りが見えないというような状況もあるかと思いますが、やはり部局同士の横の繋がりといいですか、こういうのもきちっと考えていかなければいけません。部長会議等々で連絡はしているかもしれないですが、基本的に縦型になっていますので、もう少し横、いわゆる連結ピンでもって横型で考える、例えば何か問題があった時に、プロジェクト等を立ち上げて、関連の部署の人がそこに入ってくる、あ

	るいは全く関係ないところの部署の若い人が入ってくるとかという形をとっていけば、ある程度、庁内での交流といいますか、組織の交流というのが活発になっていくと思います。 そういうことも少し小山市長にもお話をしたことがございまして、この行革推進委員会でも、私何回もそういうことを申したことがございますけども、そういったタスクフォースとかプロジェクト、組織等を立ち上げていくということも必要です。若い人たちは、弾力的な考え方ができますので、日常のルーティンワークだけでなく、将来のみよしのあり方とかを考えながら、そういうプロジェクトを立ち上げていくということも必要ではないかなと思います。そのプロジェクトは、例えばずっとやるのではなく、1年間である結論を出す、例えば1週間に1時間プロジェクトの委員が集まって、いろいろ相談して交流を深めるということもできると思います。行政の中であんまりそういうことをやっているところはないと思うのですが、日常的な職務で忙殺されるのではなくて、みよしの将来の事も考えながら弾力的にいろいろな御意見を聞かせるということもできると思います。それが具体的な施策に繋がっていけば、非常にいいことじゃないかなと思います。組織の活性化ということもありますので、そういうことも少し、私も提言して参りたいと思います。 あと外部評価委員会の委員長でもありますので、そのことを少しお話したのですが、そのような施策もある程度、組織の在り方みたいなものも考えていく必要があるのではないかなと思います。 三宅先生の御指摘ですので、私の意見も含めてちょっと申し上げたのですが、他に何か意見はありませんか。
三宅委員	素朴な意見なのですが、費用を上げるということはよく分かるのですが、市役所が儲けるということは駄目でしょうか。それを市民に還元するということはどうでしょうか。
村田副市長	行政が行うのは公共の福祉であり、公共の福祉の中で行っていることは利益ではありません。その中で個人の利益に係る部分というものがこの受益者の負担であり、公共の福祉の中の受益者の負担ということを今まさにここで議論していただいています。その中で、やはり考え方がいろいろありまして、この中にはできませんが、公共的な活動や福祉の活動は減免するということもあり、地域活動や区長さんが行う活動はそれとはまた別で、純粋に利用する人の受益者の負担はどうかというのがテーマとなっています。
野々山委員	三宅委員がおっしゃったことで、例えば蒲郡市の協定のように公営的なギャンブルが利益をあげた中で、市民の人に還元するというのも一つの手法であると思います。もしそういう観点がみよし市であれば、御検討いただければと思います。
村松会長	他に意見はよろしいでしょうか。 いろいろ御意見いただきありがとうございます。市長に答申を後日行いますので、御意見あれば伺いたいと思います。この答申は委員さんには送りますでしょうか。
事務局	意見いただいたものを答申としてまとめさせていただき、委員の皆さんに送付させていただきます。
村松会長	いただいた意見を含めて答申するということで、答申については、私に一任していただけるということでよろしいでしょうか。 《異議なし》 ありがとうございます。では最後に事務局の方からお願いします。

典 礼 山田課長	本日は長時間にわたり大変お疲れ様でした。 本日の会議をもちまして今年度の委員会は終了となります。 来年度の本委員会につきましては夏頃の開催を予定しており、「第7次アクションプランの取組状況の報告」が主な検討内容となります。計画的な行政改革推進のため、委員の皆様におかれましては、引き続き、御意見等を伺ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 以上をもちまして、「令和5年度第2回行政改革推進委員会」を終了いたします。御起立ください。一同礼 ありがとうございました。 【閉会】
---------------------	---